

大野市陽明中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは人権侵害行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめの防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 未然防止には、共感的な人間関係のある支持的で創造的な集団づくりが欠かせません。居場所づくり、絆づくりを重視し常態的・先行的生徒指導を推進します。
- (2) 本校は、一人一人の人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う学校生活の実現を目指します。そのため、「生徒が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う心の教育」を重視します。さらに、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人を育てます。
- (3) 本校は、すべての生徒がまずどんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないことを指導します。いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (4) 本校は、生徒が安心して学校生活を送り、学習やその他の活動に、心豊かに取り組めるようにします。いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係がある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を丁寧に調査し、生徒の感じる被害性に着目し、指導します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる教育

○認めて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、自信をもつことができる教育を進めることにより、自分を大切に、生徒同士が互いのよいところを認め合える集団を創ります。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、一人一人が守られるべき基本的人権があり、それを侵害することは絶対に許されないことを理解し、自分だけでなく他の人の大切さも認めることのできる態度を養います。

○生徒の主体性を育む活動の推進

探究の時間や学級活動、生徒会活動等において、対話や互いに高め合う活動を通して、生徒同士の絆を深め、互いの良さを生かしながら助け合う心を育てます。

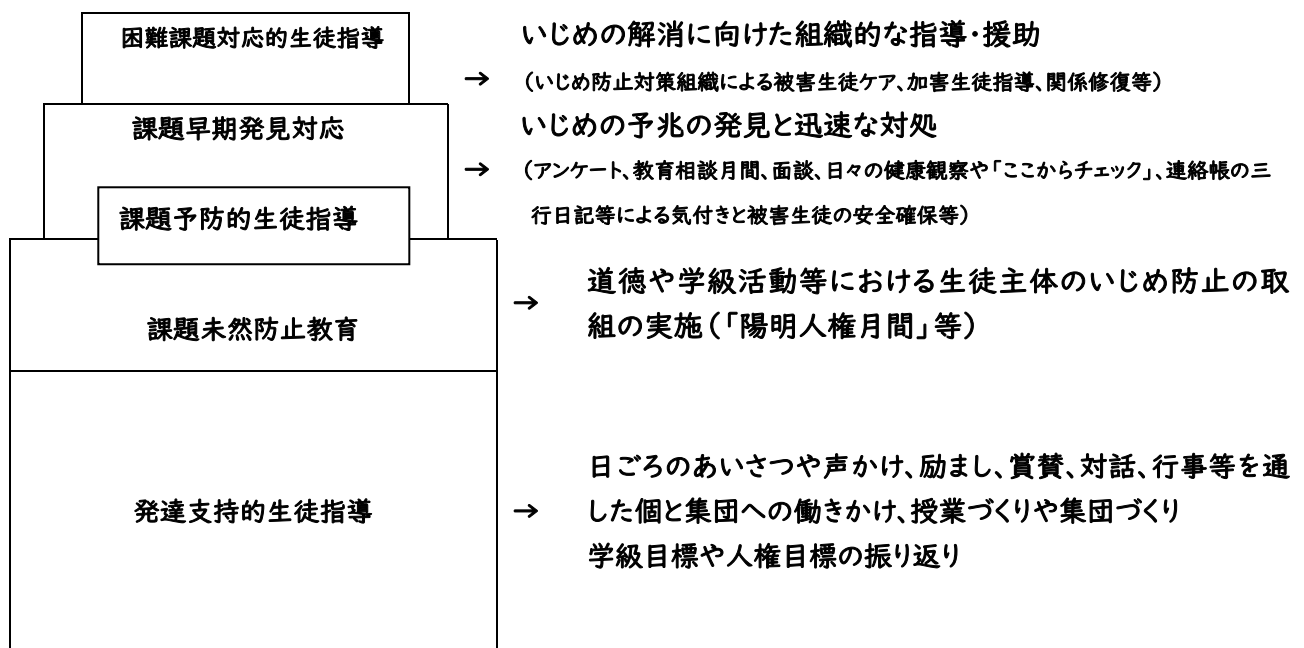
○道德教育の推進

教科書や資料等を効果的に活用し、生徒同士や教員等との対話を通して、それぞれの個性や立場を尊重し、互いに高め合おうとする心を育てます。また、道德科の授業を保護者や地域に公開し、家庭や地域とともに、生徒の成長を見守っていただけるようにします。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等に関する取組に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止



○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業の改善

「つなぐ学び ～生かす 深める 拓く～」を研究主題に置き、「自分から学ぶ」、「仲間から学ぶ」、「ねばり強く学ぶ」授業づくりに努め、自分らしさを発揮し、安心して学べる環境のもとすべての生徒にとって、真の「分かる」「楽しい」授業の在り方を追究していきます。

○生徒同士の絆づくり

朝活動や活動タイムでの対話的な活動を通して考えを深める力や、生徒会活動等での積極的な異年齢交流を通して、自己信頼感を育めるようにします。生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や、生徒の主体的・協同的な活動を通して「絆づくり」を進めます。

○生徒の主体性を育む取組の充実

朝活動や「陽明人権月間」の取組など、生徒会活動や学級活動等を通し、生徒の主体性を育む活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめの対処方針やいじめの防止に関する情報を、積極的に発信し、保護者や地域の理解、協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

学級活動での「ネットいじめに立ち向かう」や、生徒が主体となって策定した「陽明スマートルール」を活用した取組、警察による「ひまわり教室」等、インターネットや携帯電話の正しい活用について考える機会を設けます。また、学校だよりで保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な生徒への支援・指導

週一回行われるサポート委員会や月一回の職員会議において、職員全員で共通理解を図り、支援・指導に当たります。また、発達障害を含む障がいのある生徒、外国に出自を持つ生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に困難を抱える生徒等、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

○SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができる教育を行います。担任との定期的な教育相談、毎日のここからチェックや連絡帳の三行日記の活用、スクールカウンセラーや相談員、相談室の利用方法についての周知、スクールカウンセラーとの全員面談、学校外の各種相談機関の周知等によって、「困った、助けて」と言える雰囲気づくりと、それを受け止める体制づくりの徹底を図ります。また、各学年の学級活動で援助希求の重要性を学習する機会を設けます。長期休業前の全校集会でも、援助希求の重要性を伝え、おたよりで相談窓口も紹介します。

(4) いじめの早期発見

○積極的かつ全校体制でのいじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で関わり、積極的にいじめを認知するよう努めます。また、サポート委員会や学年会、職員会議などを通して、全職員の情報交換を積極的に行い、全校体制で早期発見に努めます。

○自己チェックの活用

連絡帳にその日の自分の調子や気持ちを顔マークで記入したり三行日記を書いたり、「ここからチェック」を実施したりして、日々自然な形で生徒が自らの心情を報告できるようにし、それを学級担任が毎日確認することでいじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

生徒には毎月、保護者と教員には年2回、いじめに関するアンケートを行い、いじめの早期発見と教員の意識の向上に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談やスクールカウンセラーとの全員面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

毎月のアンケートをもとに、いじめに係る情報を、収集システムを活用して適切に記録し、教職員全員が情報を共有できるようにします。

○家庭や地域との連携

こまめな家庭訪問や電話連絡などを通して、保護者との情報交換を密にするとともに、地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「生徒指導委員会」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、組織的に対応します。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けた生徒の安全の確保を最優先します。さらに、生徒の心情によりそい、理解し、対話を通して一緒に解決を目指すとともに、心のケアを行います。いじめたとされる生徒に対しては、事情を確認した上で、保護者にも協力を要請し、生徒の成長支援という視点に立ち、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、大野署や子ども支援課等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方策を講じます。

(6) いじめの解消

○十分な確認と判断

いじめの解消については、少なくとも以下の2つの要件を満たしているか確認すると共に、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

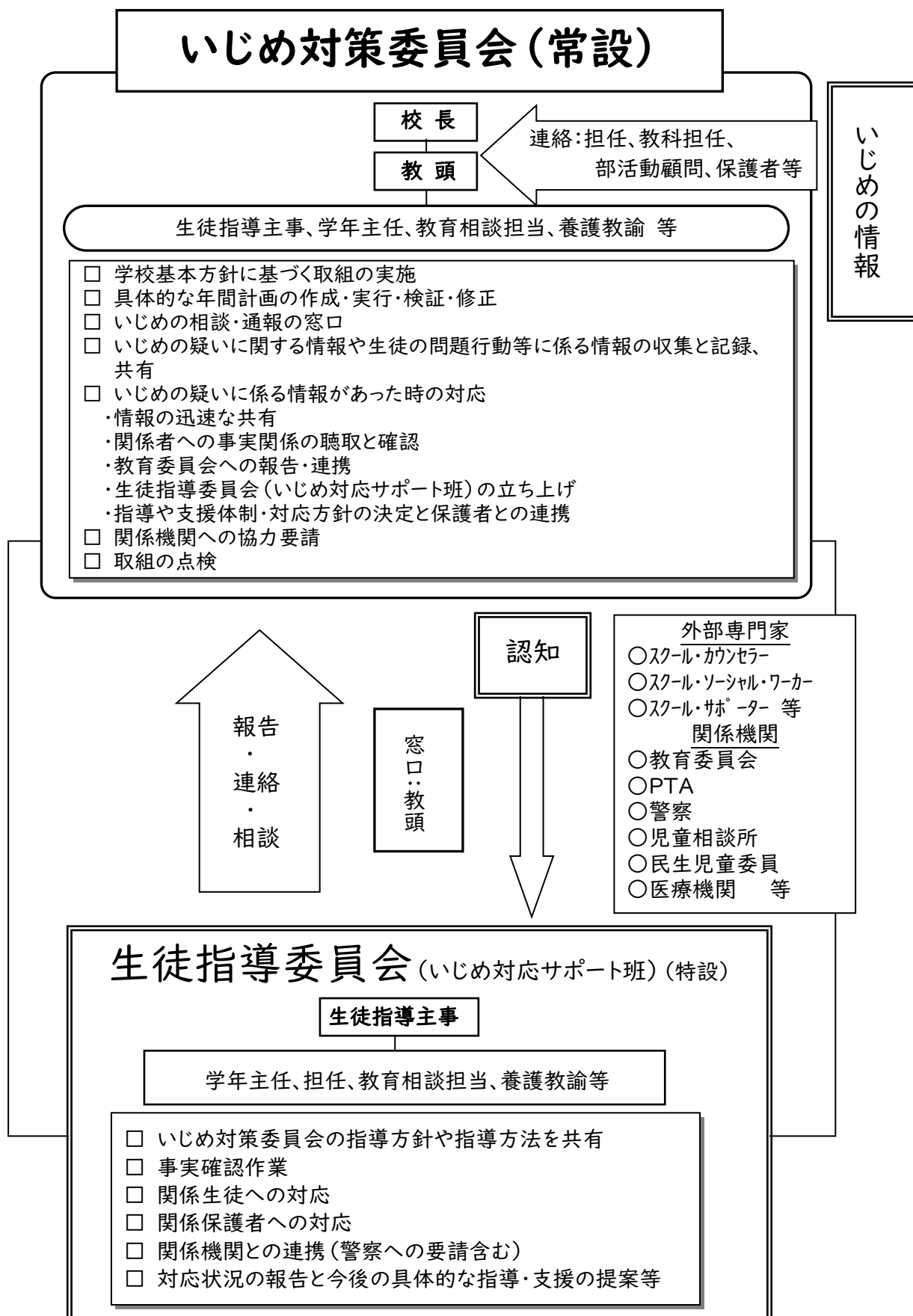
- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を大野市教育委員会に報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織



5 いじめ対策の年間行動計画

〔4～6月〕大野市陽明中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
4 月	いじめ対策委員会 ・ 基本方針確認 ↓ 職員会議 ・ 基本方針共通理解 ↓ 情報発信 ・ 基本方針の公表	自分の調子や気持ちの記入（「ここからチェック」・連絡帳）→担任 「陽明中学校生徒心得」「陽明スマートルール」の確認 ・ 新入生および新 2・3 年生対象全校ガイダンス ・ 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 生徒会・委員長&教員ミーティングⅡ ・ 生徒会と委員会の連携による絆づくり等を目的とした行事や取組（あいさつ運動や生徒集会）の計画		
5 月	生徒指導委員会（いじめサポート班） ・ 起きたときに即対応 いじめ対策委員会 ・ いじめアンケートをもとに状況把握 授業研究	いじめアンケート→担任→学年主任・生徒指導・教育相談 教育相談月間（担任や SC と面談） 生徒総会 ・ 自治的な活動 ・ 絆づくり 個性を認め合おう ・ 各学年学級で人権についての話し合い活動（学活） ネットいじめに立ち向かう ・ いじめ行為に対して行動を起こす方法についての話し合い活動（学活） 校外研修 ・ 主体的な計画 ・ 体験的活動		
6 月	いじめ対策委員会 ・ 学校生活アンケートをもとに状況把握 授業研究	学校生活アンケート→担任→学年主任・生徒指導・教育相談 保護者・教員対象いじめアンケートの実施 教育相談月間（担任や SC と面談） おはようの日 ・ PTA 役員参加のあいさつ運動 体育祭・文化祭実行委員会 ・ 主体的な計画 ・ 絆づくり ・ 縦割りでの協力 いじめについて考えよう ・ 各学年学級でいじめについて考える（学活・道徳） 修学旅行 ・ 主体的計画 ・ 絆づくり		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
7 月	いじめ対策委員会 ・ 学校生活アンケートをもとに状況把握 ・ 生徒意識アンケート①の分析	自分の調子や気持ちの記入（「ここからチェック」・連絡帳）→担任		
	保護者会 ・ 情報や意見の収集	学校生活アンケート→担任→学年主任・生徒指導・教育相談 生徒意識アンケート①→入力→分析		
	授業研究	自分を大切にしよう ・ ストレスへの対処 （学活）	ひまわり教室 ・ いじめ、非行、SNS トラブル等の防止 自分を大切にしよう ・ 不安や悩みへの具体的な対処方法について知ろう （学活）	命を大切にしよう ・ 自殺予防や命に関する講演会 （学活）
		全校区一斉おはようの日 ・PTA 役員参加のあいさつ運動		
		体育祭・文化祭実行委員会 ・ 主体的な計画 ・ 絆づくり ・ 縦割りでの協力		
8 月	電話連絡や家庭訪問等 ・ クラスや地域の子どもの状況把握	夏季休業中の部活動 ・ 絆づくり ・ 自己実現		
		地域交流活動(地域行事参加等)		
		PTA ふれあいコンサート ・ 吹奏楽部、美術部、自然部等の発表の場		
		PTA 活動の日「資源回収」 ・ 体験的な活動 ・ 親子の絆づくり		
		体育祭・文化祭計画 ・ コミュニケーション力育成 ・ 主体的な計画 ・ 自己存在感 ・ 自己実現の場		
9 月	いじめ対策委員会 ・ 学校生活アンケートをもとに状況把握	学校生活アンケート→担任→学年主任・生徒指導・教育相談		
	授業研究	おはようの日 ・PTA 役員参加のあいさつ運動		
		体育祭・文化祭 ・ 絆を強める ・ 自己実現		
		新部長・副部長ミーティング ・ 主体的な活動 ・ 新チーム立ち上げへの心構え		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
10 月	いじめ対策委員会 ・いじめアンケートを もとに状況把握 結・協議会 ・「18年をつないだ教 育」の充実 授業研究	自分の調子や気持ちの記入（「ここからチェック」・連絡帳）→担任		
		いじめアンケート→担任→学年主任・生徒指導・教育相談		
		教育相談月間(担任や SC と面談)		
		人権月間(10～12月)の取り組み ・各学級で人権目標をつくり、実践する		
11 月	いじめ対策委員会 ・学校生活アンケー トをもとに状況把 握 陽明校区交流の日 ・陽明校区小中学校の 連携強化 ・校区の状況について 授業研究	学校生活アンケート→担任→学年主任・生徒指導・教育相談		
		保護者・教員対象いじめアンケートの実施		
		おはようの日・PTA 役員参加のあいさつ運動		
		生徒会・委員長&教員ミーティングⅡ ・生徒会と委員会の連携による絆づくり等を目的とした 行事や取組（あいさつ運動や生徒集会）の見直し		
12 月	いじめ対策委員会 ・生徒意識アンケート ②の分析 人権教育・人権週間に 関する校内研修会 保護者会 ・情報や意見の収集 授業研究	生徒意識アンケート②→入力→分析		
		おはようの日・PTA 役員参加のあいさつ運動		
		人権集会 ・10月からの人権月間の取り組みについての振り返り ・全校で話し合い活動→「陽明人権宣言」づくり		
		生徒会役員選挙 ・リーダーとしての自覚 ・公正公平な判断 ・いじめのない学校づくり		
		思春期講演会	自分の生き方を 考える講演会	性教育講演会

人権月間の取り組み(目標・実践・振り返り・再考)

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
1 月	いじめ対策委員会 ・ 学校生活アンケートをもとに状況把握	自分の調子や気持ちの記入（「ここからチェック」・連絡帳）→担任		
	結・協議会 ・ 「18年をつないだ教育」の充実 授業研究	おはようの日 ・PTA 役員参加のあいさつ運動 学校生活アンケート→担任→学年主任・生徒指導・教育相談		
2 月	いじめ対策委員会 ・ いじめアンケートをもとに状況把握 入学説明会計画・準備 ・ 陽明校区小中学校の連携強化 授業研究	いじめアンケート→担任→学年主任・生徒指導・教育相談 全校区一斉おはようの日 ・PTA 役員参加のあいさつ運動 2年生に向けて ・ 上級生としての心構え（学活） 3年生に向けて ・ 自主自律 ・ リーダーとしての心構え（学活）		
		入学説明会 ・ 生徒会執行部による学校紹介 ・ 新たな絆づくり ・ 小中学生の交流 生徒総会 ・ 今年度の振り返り・次年度に向けて		
3 月	いじめ対策委員会 ・ 生徒意識アンケート③の分析 ・ 新年度に向けてアンケート結果や評価の分析・見直し ↓ 職員会議 ・ 基本方針確認	おはようの日 ・PTA 役員参加のあいさつ運動 生徒意識アンケート③→入力→分析 卒業式 ・ 感謝の心 ・ 次の学年の自覚		